

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年6月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	産業廃棄物収集運搬業許可業者の講習会受講について
概要	産業廃棄物収集運搬業の講習を受けた担当者が転職又は退職した場合、引き続き収集運搬業を行うにはどのような手続きが必要でしょうか。他の担当者が講習を再度受けなければならないのでしょうか。
対応	<p>公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習を受けた担当者が転職又は退職した場合、都に対して改めて手続きを行う必要はありません。ただし、許可業者が産業廃棄物収集運搬業を的確かつ継続して行うためには、技術的能力を有する必要がありますので、後任者にその能力が無ければ、講習を受けることが望ましいと考えます（講習を受けた場合でも都に報告等の手続きは不要です。）。</p> <p>なお、講習会修了証（写）については、技術的能力を確認するため、産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請に必要な書類となっております。更新許可申請を行うにあたっては計画的に講習会の受講をするようにしてください。</p>

対応事例 2

件名	環境確保条例の土壌汚染に係る届出様式について
概要	環境確保条例の土壌汚染に係る各届出の新様式について、ホームページを見ましたが、掲載場所が分かりませんでした。分かりやすく掲載してください。
対応	<p>このたびはご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。また、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を受け、「環境確保条例に基づく届出様式等」ページ上部の見つけやすい位置に新様式を、ページ下部に旧様式を掲載するようにいたしました。</p> <p>参考：環境確保条例に基づく届出様式等 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/soil/ordinance/form.html</p>